

富山県まちなか開業促進物件整備事業費補助金交付事務取扱要領

- 1 富山県まちなか開業促進物件整備事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号）及び富山県まちなか開業促進物件整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第2条第3項の「まちなか」とは、商店街及びその周辺とし、一定程度の人口集積があり、生活に必要な機能を有する区域をいう。
- 3 要綱第2条第4項の「若者女性、UIJターン者等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 概ね45歳までの者
 - (2) 女性
 - (3) 富山県外に居住しており、富山県内に居住地を移した者（ただし、既に富山県内に転居していた場合であっても、概ね1年以内の者を含む。）
 - (4) 富山県外で既に開業しており、富山県内で新たに開業する者（転居の有無は問わないものとする。）
 - (5) その他知事が特に認めるもの
- 4 要綱第2条第5項の「開業等を促進する物件」とは、複数の事業者が入居する物件をいう。（インキュベーション施設を除く。）
- 5 補助対象経費については、次のとおりとする。
 - (1) 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに実施する事業を対象とする。
 - (2) 事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象外とする。
 - (3) 要綱第4条に定めるほか、次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。
 - ① 家賃の支払いにかかる経費
 - ② 補助事業者の人件費
 - ③ 土地の購入に係る経費
 - ④ 土地及び建築物の取得に伴う補償に係る経費
 - ⑤ 各種許認可の申請に要する経費
 - ⑥ 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費

⑦ その他補助金を交付することが適当でない認められる経費

6 補助事業者は、商工団体等と十分な連携のもとに事業を実施し、市町村は、事業実施にあたっては、補助事業者に対して十分な指導・助言を行うとともに、補助事業の効果が十分あがるよう協力すること。

附 則

この要領は、平成28年11月1日の補助金から施行する。

附 則

この要領は、平成31年度分の補助金から施行する。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から施行する。